

8 再就職の状況

「職員の退職管理に関する条例」（平成28年4月1日施行）第3条の規定により、対象となる元職員は「再就職の届出」が義務付けられました。

◎令和7年4月1日現在の再就職状況は次のとおりです。

職種	再就職の届出者数(人)	
	令和5年度退職者	令和6年度退職者
一般行政部門	18	12
バス事業	0	0
教 育	7	9
警 察	7	7
合 計	32	28

※届出の対象となる職員は、「職員の退職管理に関する条例」第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として、人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者です。

（たとえば、この「人事委員会規則で定めるもの」とは、一般行政部門の場合は、おおむね課長級以上の職員が対象となります。）